

令和 6 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

令和 6 年 10 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
3 番	金 棒 康 二 君	4 番	淀 川 洋 一 君
5 番	猪 原 真 滋 君	6 番	中 村 三 千 人 君
7 番	野 中 幸 廣 君	8 番	平 岡 敬 則 君
9 番	川 口 明 君	10 番	富 崎 ま す み 君
11 番	黒 川 紀 世 子 君	12 番	端 田 睦 子 君
13 番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 63 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 64 号	事業計画変更申請について
日程第 4	議第 65 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 66 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議第 67 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 7	議第 68 号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 8	議第 69 号	非農地証明書交付申請について
日程第 9		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 10 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。10 月に入り、朝晩に冷える日が増えましたが、日中は気温が 25 度を超えるなどの異常気象が続いております。寒暖差が激しく体調を崩しやすくなりますので、体調管理を徹底していただきたいと思います。去る 10 月 8 日に事務局で定期監査がありました。その中で令和 5 年度の総会出席率は全体で 92.3%と概ね良好ですが、3 名の委員について欠席が目立つとの指摘がありました。事前に総会の開催予定表を配布しておりますので、確認の上スケジュールを管理していただきますようお願い致します。それと、10 月 28 日が委員の公募の締め切りでございます。農業委員並びに農地利用最適化推進が改選となり、交代となりますので、3 月末に懇親会の開催を計画しております。詳細は決まり次第皆さんにご連絡致します。また、12 月上旬にブロック別研修会を開催する予定でございますので、農地利用最適化推進委員の皆さんに参加していただきますよう周知していただければと思います。本日は 3 条が 9 件、事業計画変更が 1 件、4 条が 2 件、5 条が 11 件、利用権設定が 18 件、非農地が 5 件の合計 46 件の議案が提案されております。慎重なるご審議をお願いし会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、全ての委員が出席されておりますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番猪原委員、6 番中村委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 63 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の田 321.82 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地付近で農業を頑

張っておられる方でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、亀場町の畑236㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は耕作放棄地になりつつあるので、耕作していただくのは良いことだと思います。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。東浜町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、志柿町の畑195㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地の目の前の宅

地が譲受人の実家になります。かなり荒れていた場所でしたので、耕作して土地を有効活用してもらうことは良いことだと思って見て来ました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。牛深町の譲受人は、城下町の譲渡人より、牛深町の畑2,405㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、航空写真上の1219-1に写っている建物は現在解体されていることを確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。10月15日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。有明町の譲受人は、東京都の譲渡人より、有明町の田5,906㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。譲受人は有明町でもトップクラスのデコポン農家でございます。譲渡人は遠方に住んでおられ、譲受人が長年管理しておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6 番について説明します。有明町の譲受人は、佐賀市の譲渡人より、有明町の田 925 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。先日、光崎推進委員と現地確認を行いました。譲受人は先月から周辺の農地を取得しております。年齢も 40 代とまだ若く、頑張っておられますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7 番について説明します。有明町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、有明町の畑 103 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。先日、光崎推進委員と現地確認を行いました。申請地は

隣の道路を整備したときに一部農地として残った部分だと考えられます。これから野菜を栽培されるということです、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8 番について説明します。栖本町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、栖本町の田 2,352 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。先日、松本推進委員と現地確認を行いました。譲受人は若い方で、ご両親と一緒に農業をされておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 9 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 791 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。10 月 22 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

譲受人はみかん農家で山の登り口のところでみかんを栽培されております。普段から農業を頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 64 号、事業計画変更申請についてを議題と致します。

それでは、事務局より関連する 4 条 1 番と一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 3 ページと 4 ページをご覧ください。事業計画変更と 4 条 1 番について関連する内容であるため、まとめて説明します。この案件は令和 6 年 7 月 25 日付けで農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けたもので事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、当初は事業計画に基づき、資材を露天により管理しておりましたが、衛生面及び管理面で不適切であり、倉庫を建設して資材を保管する必要があるため、今回、変更申請されたものです。それでは、スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が事業計画変更前の配置排水図です。次が変更後の配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業拡大に伴い、利用する資材用倉庫が必要なため、倉庫 1 棟、通路として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。10 月 15 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおり令和 6 年 7 月に許可が下りている場所ですが、衛生管理のため、事業計画を倉庫に変更したいとのことでした。跡継ぎもおられ、事業を拡大するには倉庫は必要だと思いますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。申請者は熊本市の個人で、八幡町の畑54㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、物置1棟、駐車場1台、庭として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。ブロックで囲まれた自宅の敷地内に農地が残っていたとのことでした。始末書も出ておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田123.64㎡を贈与により取得し、太陽光発電施設へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した

〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得るために設置した太陽光発電施設の一部が農地であることが判明したため、太陽光パネル 408 枚、駐車場 1 台、通路として利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地は先ほどの 3 条案件の隣の土地になります。平成 25 年に許可を得て設置した太陽光発電施設が一部越境していたため、今回申請がなされております。始末書も出されており、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は東浜町の法人で、佐伊津町の田と畑 3,176 m²を売買により取得し、キャンプ場用地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、キャンプ場用地としての需要が見込まれるため、テント用地 7 張分、駐車場 7 台、共用スペース、給水設備、トイレとして整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。また、この案件は転用面積が 3,000 m²を超えるため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。以前は果樹園として利用されておりましたが、現況は荒れておりました。キャンプ場を経営されとのこと

でしたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。キャンプ場に転用されるとのことですが、景色も良いところで別荘地などに適している場所だと思います。将来的に宅地として利用されることはないのででしょうか。

○事務局（宮川楓大君） 令和 6 年 4 月から資材置場のような工事完了後に他の用途で利用される可能性がある案件については、工事完了報告後に 3 年間、半年ごとに事業の報告をしてもらうように許可証に追記しておりますので、少なくとも 3 年間は、キャンプ場用地として利用していただくことを確認しております。

○事務局（上原和之君） 法人の全部事項証明書の中にキャンプ場の経営が追記されております。事業計画の中も、経営時間や管理人、金額の設定など申請に必要となる内容にしていたいております。以上です。

○4 番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） 外に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人外 1 名で、佐伊津町の畑 216 ㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、親子二世帯で生活するための戸建住宅を新築したため、住宅 1 棟、駐車場 5 台、庭として整備し、利用する計画です。資料 ③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。譲受人は親子で自営業をされておりまして、現在居住している自宅兼事務所が手狭になったとのことでした。申請地には二世帯住宅を建てられるとのことですので、何ら問題ないと思いま

す。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、佐伊津町の畑460.92㎡を贈与により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在アパート住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。以前はみかん山だったようですが、荒れてしまって何も作ることができない状態でした。個人住宅を計画されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑142㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現

地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む事業で利用する工事用車両の駐車場が不足しているため、クレーン車用駐車場 2 台、大型トラック用駐車場 1 台として利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。国道沿いで車の出し入れがし易いところです。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 488 ㎡を売買により取得し、貸駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場 16 台として整備し利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。申請地の隣に譲受人が営む〇〇の事業所があります。その駐車場が不足しておりますので、貸駐車場として申請がなされております。一段下がっておりますので、地上げして駐車場として整備するとの話を伺いました。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 7番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑 220 m²を売買により取得し、貸駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場6台として利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。10月15日に現地確認を行いました。現地の上の方まで住宅がありますが、道が狭く、駐車できるスペースがないため、貸駐車場として整備したとのことでした。始末書も出ておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の7ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は上天草市の個人で、楠浦町の田 300 m²を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続されているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草市へ移住するために戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は、近年住宅地としての需要が高まっております。以前から耕作はされておりましたので仕方がないことだと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 9 番について説明します。転用者は東浜町の法人で、本渡町の田 1,184 m²を売買により取得し、宅地分譲地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地分譲4区画、通路として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。きれいに管理されている農地ですが、譲渡人が高齢で草刈りも大変だとおっしゃっていました。宅地として需要が見込まれる場所でございますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 10 番について説明します。転用者は五和町の個人外1名で、本渡町の田 342.55 m²を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色し

た国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、職場に近い申請地に戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。田を分筆して宅地に転用する案件です。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 11 番について説明します。この案件は令和 6 年 4 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 6 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断され、令和 6 年 8 月に除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の田 449 m²に使用貸借権を設定し、資材置場、作業小屋、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております、次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、借受人が営む事業に必要な資材置場、作業小屋、駐車場として利用したいため、トラック用駐車場 4 台、工事用足場置場、パイプ類材料置場、作業小屋 1 棟、通路として整備し利用する計画です。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。10 月 22 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおり、貸渡人と借受人は親子で、借受人が建築関係の仕事をされ

ております。作業場が不足しており、資材を置くスペースも欲しいとのことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 67 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 8 ページから 10 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 0 件、再設定が 6 件、合計 6 件で、筆数 9 筆、総面積が 11,995 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の 16 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 68 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 11 ページから 17 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 8 件、再設定が 3 件、更新の計画が 0 件、再配分の計画が 1 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 12 件で、筆数 19 筆、総面積が 31,198 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 17 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 69 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、牛深地域が 2 件、栖本地域が 1 件、河浦地域が 1 件の計 5 件です。筆数は全体 15 筆、面積は 4,979 m²となっております。資料③の 18 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 18 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番と 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番と 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 6 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 7 番から 15 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 4 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で 5 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番から 2 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3 番から 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 7 番から 15 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 19 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件、畑を形状変更して利用したいというものでした。第 4 条の許可不要転用届は 1 件、農業用道路として利用したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 6 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 10 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本 田 真

署名委員

猪 原 真 滋

署名委員

中 村 三 人